

異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関等の説明の要旨

1 異議申立ての経過

- (1) 平成9年11月7日～平成10年7月3日 本件開示請求
 - (2) 平成9年11月21日～平成10年7月17日 本件開示請求に対する公文書非開示決定処分
 - (3) 平成10年1月19日～平成10年9月7日 本件異議申立て
 - (4) 平成15年6月20日 本件異議申立ての一部取り下げ
- なお、異議申立ての内訳は、別紙3「本件諮問事案に係る公文書の非開示決定処分に対する異議申立て一覧」のとおりである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を撤廃するとの決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

報償費の内容を全て明らかにすると、警察活動の実態を明らかにし、又は強く推測させることとなり、警察業務の遂行、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれはある。しかしながら、全ての事項を非開示とすることは誤りである。申立人は、公金の支出額を知ろうとしているだけであり、報償費の支出額、債権者からの請求金額、前渡資金支払決定金額だけは、知る権利がある。

申立人は、道民の安全と秩序を脅かすことになりかねない犯罪捜査、内偵捜査の内容を開示請求するものではない。報償費の支出額、債権者からの請求金額、前渡資金支払決定金額を開示することで、公共の安全と秩序を維持するための警察活動に重大な支障を及ぼすとは考えられない。無関係である。これらを明らかにすることで「警察活動に重大な支障を及ぼす」のかを具体的に事例と構図を示して説明してほしい。

報償費の支出額、債権者からの請求金額を開示することで、どのようにして「当該法人等の事業運営が損なわれる」のかを具体的に事例と構図を示して説明してほしい。

知事の「全ての事項」を非開示とすることは、道民に対する知る権利の保障、行政の説明責任の実行、住民による行政参加と行政監視を後退させるものである。

(3) 実施機関等の主張変更後の意見

部外講師等謝金の金額等情報について（本部執行分）

ア 実施機関は主張変更後も金額等情報（「本科目の仕訳金額」、「総支給額、兼支出命令額、控除額、請求総額」、「単価」、「品名毎の金額、小計額」、「科目明細書の兼支出命令額、合計額」、「債権者内訳書の兼支出命令額」、「科目仕訳書(甲・乙)の金額」、「控除内訳書の所得税額、控除額合計」、「支出内訳書の金額」、「(報)、(給)納付書・領収証書の支給額、税額、合計額」)を「債権者が個人となっている場合を非開示とする情報」としているが、誤りであり、開示すべきである。

イ 個人を特定できる債権者情報（「債権者住所・社名・氏名・電話番号」、「債権者コード」、「振込先銀行名」、「振込先銀行支店名」、「預金種別」、「口座番号」)を非開示とすることによって、条例第10条第1項第1号で規定する「特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」の内容は完全に守られている。金額等情報までも非開示とする警察本部の解釈は行き過ぎた誤りである。

ウ 金額等情報を開示することによって、「特定の個人が識別され得る」ことは考えられない。債権者情報を非開示にすることによって、「特定の個人が識別され得る」ことが

できなければ、「通常他人に知られたくない」ことも考えられない。本部の非開示理由には、根拠と具体的理由が明記されておらず、説明責任に欠ける。

その他の謝金の金額等情報について（本部執行分）

実施機関は主張変更後も金額等情報（「総支給額、兼支出命令額、控除額、請求総額」、「科目明細書の兼支出命令額、合計額」、「債権者内訳書の兼支出命令額」）を「債権者が個人となっている場合を非開示とする情報」としているが、誤りであり、開示すべきである。

部外講師等謝金の金額等情報について（警察署執行分）

実施機関は主張変更後も金額等情報（「請求総額」、「単価」、「品名毎の金額、小計額」、「支給額、所得税、住民税、差引現金支給額、各欄合計額」、「科目明細書（甲）の支払金額、科目仕訳書（甲）の金額」）を「非開示とする情報」としているが、誤りであり、開示すべきである。

3 実施機関等の説明の要旨

(1) 異議申立て時の説明

異議申立人に対する実施機関等の説明要旨は、次のとおりである。

実施機関等は、本件処分時においては、おおむね次の理由から本件公文書に記録されている情報が非開示情報に該当する旨主張していた。

旧条例第9条第2項第1号又は新条例第10条第1項第3号（公共安全情報）に該当
犯罪の予防・捜査、その他公共の安全と秩序の維持に関する情報であり、開示することにより当該捜査及び公共の安全と秩序を維持するための警察活動に支障が生ずるおそれがあると認められるため。（新条例の場合）

旧条例第9条第1項本文又は新条例第10条第1項第2号（法人情報）に該当
弁護士への謝金（訴訟着手金、訴訟中間謝金及び訴訟終結謝金に限る。）に関する支出命令額及び請求金額等の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該事業を営む個人の事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるため（整理番号36及び45の警察本部のみ）。（新条例の場合）

旧条例第8条第1項本文又は新条例第10条第1項第1号（個人情報）に該当
個人に関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められるため。また、講師や遺族等の住所、氏名（講師の氏名を除く）及び債権者コード並びに振込先金融機関の名称、預金種別、口座番号及び口座名義等の個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、通常他人に知られたくないものと認められるため（整理番号36及び45のみ）。（新条例の場合）

(2) 主張変更後の説明

個人情報該当性（金額等情報～部外講師等謝金及びその他の謝金に限る。）

これらの情報は、特定個人の所得に関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められるため。

個人情報該当性（支払の相手方に関する情報）

ア 経費名（協力援助者災害給付・見舞金及び警察職員救慰金に限る。）

犯罪捜査活動等に協力し負傷、死亡した民間人（又は警察職員本人）及びその遺族の氏名が記載されている。これが公になると特定の個人が識別され、かつ、通常他人に知られたくないと認められるため。

イ 債権者住所、氏名、印影、電話番号及び債権者コード

・部外講師等謝金及びその他謝金

氏名を除くこれらの情報は、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知

られたくないと認められるため。

- ・協力援助者災害給付・見舞金及び警察職員救慰金

犯罪捜査活動等に協力し負傷、死亡した民間人（又は警察職員本人）及びその遺族の氏名が記載されている。これが公になると特定の個人が識別され、かつ、通常他人に知られたくないと認められるため。

- ・駐在所等報償費

警察官の私住所や家族の氏名が記載されており、これらは、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められるため。

- ・駐在所等公的接遇費

警察官の私住所が記載されており、これは、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められるため。

ウ 振込先銀行名、支店名、預金種別及び口座番号（職員採用関係謝金、部外講師等謝金、行政解剖謝金、その他の謝金、協力援助者災害給付・見舞金、警察職員救慰金、職務執行に伴う物的被害補償金、駐在所等報償費及び駐在所等公的接遇費に限る。）

これらの情報は、個人が任意に選定した銀行及び開設口座に関する情報であって、個人の私生活に係る情報である。これが公になると、特定の個人が識別され、かつ、純粋に私生活上の情報であることから、通常他人に知られたくないと認められるため。

エ 請求書作成者(担当者)の氏名、印影及びその他の記載事項（物品代及び弁護士関係謝金に限る。）

これらの情報が公になると、特定の個人が識別され、かつ当該個人が警察と取引を有する特定の業者の従業員であることが明らかとなる。個人の職業に関わる情報はプライバシーに属する情報であり、通常他人に知られたくないと認められるため。（ただし、債権者(業者の代表者等)が開示で、請求書作成者が債権者と同一人である場合は開示）

オ 交付相手方住所、職業、年齢(生年月日)及び電話番号

- ・地域安全活動関係謝金及び部外講師等謝金

氏名を除くこれらの情報は、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められるため。

- ・駐在所等報償費

警察官の私住所や家族の氏名が記載されており、これらは、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められるため。

法人情報該当性（支払の相手方に関する情報）

・振込先銀行名、支店名、預金種別及び口座番号（弁護士関係謝金、部外講師等謝金、その他の謝金、協力援助者災害給付・見舞金及び廃銃処理謝金に限る。）

これらの情報は、債権者が事業活動上の必要から、任意に選定した銀行及び開設口座に関する情報であって、一般に債権者が内部管理情報として秘密にしておくことが予定されている情報であり、これが公になると、当該債権者の事業運営が不当に損なわれると認められるため。

公共安全情報該当性（支払の相手方に関する情報）

ア 経費名（警察職員救慰金及び職務執行に伴う物的被害補償金に限る。）

犯罪捜査活動等で負傷した（又は物的被害を被った）警察官の氏名が記載されている。

これが公になると、秘匿を要する犯罪捜査、情報収集活動等に従事する警察官の氏名が明らかとなり、警察活動の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

イ 債権者住所、氏名、印影、電話番号及び債権者コード

- ・行政解剖謝金

解剖は、当該死体について、犯罪に関係のある異状がある場合、司法解剖へと移行さ

れるなど捜査の端緒となり得るものであるため、これらの情報が公になると、解剖医が特定され、事件関係者等が、当該解剖医が警察に提出する鑑定書等に自己に不利益となる所見を変更させるべく、懐柔、脅迫等を行うおそれがあると認められるため。

- ・警察職員救慰金及び職務執行に伴う物的被害補償金

犯罪捜査活動等で負傷した（又は物的被害を被った）警察官の氏名が記載されている。これが公になると、秘匿を要する犯罪捜査、情報収集活動等に従事する警察官の氏名が明らかとなり、警察活動の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

- ・駐在所等報償費、駐在所等公的接遇費及び市民応接補填費

第一線の現場において、違法行為の取締り、犯罪捜査、情報収集活動等すべての警察事象に即応する活動に従事している警察官の氏名が記載されている。

これが公になると、警察を敵視し、あるいは反感を抱く者などから当該警察官やその家族が嫌がらせや攻撃を受けるなど、警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められるため。

ウ 振込先銀行名、支店名、預金種別及び口座番号

- ・行政解剖謝金

これらの情報が公になると、解剖医が特定され、事件関係者等が、当該解剖医が警察に提出する鑑定書等に自己に不利益となる所見を変更させるべく、懐柔、脅迫等を行うおそれがあると認められるため。

- ・警察職員救慰金及び職務執行に伴う物的被害補償金

これらの情報が公になると、犯罪捜査活動等で負傷した（又は物的被害を被った）警察官が特定されることから、秘匿を要する犯罪捜査、情報収集活動等に従事する警察官の氏名が明らかとなり、警察活動の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

- ・駐在所等報償費及び駐在所等公的接遇費

第一線の現場において、違法行為の取締り、犯罪捜査、情報収集活動等すべての警察事象に即応する活動に従事している警察官の氏名が記載されている。これが公になると、警察を敵視し、あるいは反感を抱く者などから当該警察官やその家族が嫌がらせや攻撃を受けるなど、警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められるため。

エ 交付相手方住所、職業、年齢(生年月日)及び電話番号

- ・所属長副賞、本部長表彰、部外者表彰副賞、市民応接補填費、駐在所等報償費及び駐在所等公的接遇費

第一線の現場において、違法行為の取締り、犯罪捜査、情報収集活動等すべての警察事象に即応する活動に従事している警察官の氏名が記載されている。これが公になると、警察を敵視し、あるいは反感を抱く者などから当該警察官やその家族が嫌がらせや攻撃を受けるなど、警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められるため。

- ・少年非行防止関係謝金

これらの情報は、地域の中核として、街頭補導活動や継続補導活動、有害図書撤去活動等を行っているボランティアを特定する情報であり、これが公になると、当該活動で取り扱う事案の性質上、犯罪者や非行集団等から報復や嫌がらせを受けるおそれがあると認められるため。

事務事業情報該当性（支払の相手方に関する情報）

債権者住所、氏名、印影、電話番号及び債権者コード（職員採用関係謝金に限る。）

これらの情報が公になると、採用試験等の問題を作成、採点する個人が特定され、これらの者に対する懐柔、取込み工作等により、試験問題の不正入手や採点基準等が漏洩し、採用試験等の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められるため。